

# 保育部会設置規程

(設置)

第1条 山梨県保育協議会会則第10条の規程に基づき、保育部会（以下「本部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部会は、会員施設の保育士（施設長を除く職員を含む。）により構成する。

(目的)

第3条 本部会は、児童福祉の拡大を図り、保育所（園）及び職員の資質の向上並びに保育内容の充実、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講習会・研修会の実施に関する事。
- (2) 児童の福祉並びに保育の質を高めるための調査研究に関する事。
- (3) 社会福祉関係機関、団体との連絡、調整に関する事。
- (4) その他本部会の目的達成に必要な事業の推進

(役員の数及び任期)

第5条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	4名
幹事	若干名

- 2 役員の数及び任期は、1年とする。ただし、役員の数及び任期は妨げないものとする。
- 3 役員が欠けた場合における補欠の役員の数及び任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

(役員を選任)

第6条 部会長及び副部会長は、正会員の中から幹事会において選任する。ただし、部会長及び副部会長は本部会の幹事を兼任するものとする。

- 2 幹事は、別表ブロックの代表者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 部会長は、本部会を代表し、部会業務を統括する。

- 2 部会長は、必要に応じて、部会の事業等について理事会に報告等を行う。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 役員は、幹事会を組織し、本部会の運営に関する事項を審議する。

(会議)

第8条 本部会の会議は、幹事会とし、部会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第9条 本規程の改正は理事会の承認を得る。

## 附 則

この規程は、平成20年5月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

※山梨県保育士会のまま。

会員はいままで通り。ブロック保育士会加入の方。

全国保育士会もおなじく。

所長兼主任保育士というところは、郡市ブロックに入っているかどうか。